

一般社団法人港産業会イノベーションポート200（青年部会）会則

第1章 名 称

第1条 本会は、一般社団法人港産業会 イノベーションポート200（青年部会）と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、次の事項を目的とする。

- (1) 企業経営を通して地域社会の発展と繁栄に貢献する。
- (2) 会員の経営スキルと指導力の啓発に努める。
- (3) 社員に生き甲斐と働き甲斐のある職場環境を提供する。
- (4) 共に学び、共に成長する会社づくりをする。
- (5) 会員相互の融和親睦を図り、経営情報の共有に努める。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 効果的な経営管理システムを創る。
- (2) 収益性の高い企業経営のあり方の研究。
- (3) 企業経営に関する学術研究、優良職場見学会、講演会、座談会の開催。
- (4) 経営者及び社員のリーダーシップ向上や能力開発に関する事業。
- (5) 経営者及び社員の自己表現能力のスキルアップに関する事業。
- (6) 会員相互の経営面に対する理解と、融和親睦を図るに必要な事項。
- (7) 他地区青年部会との相互親善を増進する事業。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 事務所

第4条 本会の事務所を港産業会館内に置く。

第4章 会 計

第5条 本会の費用は、会費、寄附金、その他をもって支弁する。

第6条 本会の会計年度は毎年4月1日に始り翌年3月31日に終る。

第7条 世話人中1名を会計とし、事務は産業会に委託することが出来る。

第5章 会員

第8条 青年部会の会員は、経営者、経営幹部、及び若手後継者であつて年令55歳以下の者とする。又、一般社団法人港産業会の会員事業所に在職する者及び本会が認めた者とする。

第9条 年会費は24,000円とする。

第10条 会員は毎年所定の納期までに所定の会費を納入しなければならない。

第11条 会員は、会員として会員総会において決定した会費を納付しなければならない。

第12条 会員になろうとする者は、第8条に基づき、所定の入会申込書を提出しなければならない。

第13条 会員が本会を退会しようとするときは、その年度の会費を納入して退会届を会長に提出しなければならない。

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) この会の体面を傷つけ、又趣旨に反する行為のあったとき。
- (2) 反社会的勢力と認められる企業、組織及び個人等と関係を有していると認められるとき。
- (3) 会計年度内の会費納入の義務を履行しないとき。
- (4) その他、会員として適当でないと認められたとき。

第15条 会員の資格は次の理由によって消滅する。

- (1) 第8条の資格喪失。
- (2) 退会
- (3) 死亡
- (4) 当該事業所を退職したとき。
- (5) 満55才に達した年度末をもって退会とする。

第6章 役員

第16条 本会に次の役員を置く。

- (1) 役員は若干名とし、総会において選出し、その互選をもって会長1名を選出する。

第17条 前条の役員の任期は1年間とし、定時総会の終結したときに満了する。

第7章 会員総会

第18条 定時総会は、毎年春期にこれを招集する。

2 臨時総会は、必要に応じ役員会の決議によりこれを開く。

附則 規約は、平成30年4月6日から施工する。